別記(第3条関係)

潟上市広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、潟上市広告掲載要綱第3条に規定する基準として定めるものであ り、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

2 広告全般に関する基本的な考え方

- (1) 潟上市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高く、公序良俗に 反せず、市民福祉の理念に沿い、市民に不利益を与えない中立性のあるもの とし、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるもの でなければならない。
- (2) 屋外広告の内容及びデザインについては、秋田県屋外広告物条例(昭和49年秋田県条例第20号)及び潟上市環境保全条例(平成17年潟上市条例第136号)を遵守し、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、美観風致を阻害するものであってはならない。

3 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

4 規制業種又は事業者

次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 本市の市税等の滞納がある事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)で、風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や 事業者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

5 掲載基準

次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 広告の内容等が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 市の公平性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
 - イ 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
 - ウ 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - エ 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - オ 個人、団体等の意見広告又は名刺広告に類するもの
 - カ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - キ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ク 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又は サービスを提供するもの
 - ケ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - コ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - サ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不快を与えるお それがあるもの
 - シ 社会的に不適切なもの
 - ス 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現(誇大広告)
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 人材募集広告で労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- (3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

6 ホームページに関する基準

ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、 当該広告がリンクしているホームページ (WEBページ) の内容についてもこの 基準を適用する。